

でんき契約約款（中部電力ミライズ・KDDI）料金表（じぶんでんき）

でんき契約約款（中部電力ミライズ・KDDI）（以下「でんき約款」といいます。）における、じぶんでんき（au じぶん銀行株式会社（以下「au じぶん銀行」といいます。）所定の Web サイトを経由して KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）に KDDI 所定の方法で申込を行ったお客さまに対して提供する電気の供給等のサービスをいいます。）に関する電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表（じぶんでんき）（以下「料金表」といいます。）において、KDDI が定めます。本料金表のほか、KDDI の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびにでんき約款および料金表による電気供給サービスに関連する KDDI が定める諸規程（KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものといたします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものといたします。

1 契 約 種 別

この料金表の契約種別は、じぶんでんきM（中部D）およびじぶんでんきL（中部D）といたします。

1－1 じぶんでんきM（中部D）（以下「種別M」といいます。）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ロ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

でんき約款 9（供給電気方式、供給電圧および周波数）(1)によります。

(3) 契約電流

でんき約款 5（契約電流および契約容量）(1)によります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いをする額は、料金ならびに料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円（21.03円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円（25.50円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円（28.45円）

ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	234.76円（258.23円）

1 - 2 じぶんでんき L (中部D) (以下「種別 L」といいます。)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

□ 1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、□の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

でんき約款9(供給電気方式、供給電圧および周波数)(2)によります。

(3) 契約容量

でんき約款5(契約電流および契約容量)(2)によります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および10(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、11(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、11(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いをする額は、料金ならびに料金(10(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円(286.00円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円（21.03円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円（25.50円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円（28.45円）

2 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

3 料金の算定期間

料金の算定期間は、1の暦月の起算日（KDDI が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日（前日）までの期間といたします。

4 料金の算定

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- (1) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
- (2) 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合

5 日割計算

- (1) KDDI は、4（料金の算定）(1)または(2)の場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金または最低月額料金は、6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、電力量区分については、6（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 4（料金の算定）(1)の場合により日割計算をするとときは、日割計算対象日数には電気の供給を開始した日を含み、需給契約が消滅した日を除きます。

また、4（料金の算定）(2)の場合により日割計算をするときには、変更後の料金は、変更のあつた日から適用いたします。

- (3) でんき約款 8（需給契約の成立および契約期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金または最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- (2) 種別Mおよび種別Lの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) (2)の場合、その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

7 料金等の支払い

- (1) 料金その他のでんき約款および料金表によってKDDIに支払いを要することとなったお客さまの債務（ただし、工事費負担金等相当額その他を除きます。以下「料金等」といいます。）については、KDDIが定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、KDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、KDDIは、KDDIに特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、KDDIの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) お客さま等からのお申し出により、KDDIが承諾した場合には、KDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。
- (5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）の支払いを要します。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

- (6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

8 延滞利息

お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について年 14.5% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

9 違約金

- (1) お客さまがでんき約款 29（供給の停止）(2) イもしくは口またはでんき約款 39（解約等）(2) に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けすることがあります。
- (2) (1)の免れた金額は、でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDI が決定した期間といたします。

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、KDDI は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ KDDI の指定するホームページで公開いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様からKDDIにその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。

お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

11 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(Ⅰ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(Ⅱ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は翌年の2月29日までの期間）

毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年の 3月 1日から 3月 31日までの期間
毎年 11月 1日から翌年の 1月 31日までの期間	翌年の 4月 1日から 4月 30日までの期間
毎年 12月 1日から翌年の 2月 28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29日までの期間）	翌年の 5月 1日から 5月 31日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1月の使用電力量によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.212 円 (0.233 円)

(3) 燃料費調整単価等の掲示

KDDI は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって燃料費調整単価を算定いたします。燃料費調整単価は KDDI の指定するホームページで公開いたします。

12 お客様の情報の利用

KDDI が適法かつ公正な手段により取得した個人情報は、KDDI が定める個人情報取扱共通規約およびプライバシーポリシーに従って適正に取り扱うものとします。

個人情報取扱共通規約：

https://id.auone.jp/id/pc/legal/personal_terms.html

プライバシーポリシー：

<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

また、au じぶん銀行のサービス提供のため、次の各号に定めるお客様の情報を、KDDI が、au じぶん銀行へ提供することに同意していただきます。

(1) お客様の氏名、住所、電話番号

(2) 需給契約の申込を KDDI にて受け付けた日、需給契約の成立日、需給契約の変更日、需給契約の廃止日、その他需給契約の申込内容

(3) お客様が需給契約申込の際に指定した銀行預金口座にかかるauじぶん銀行の支店番号および口座番号

(4) お客様のじぶんでんきのご利用状況

(5) 需給契約に関してお客様に付与された識別符号

auじぶん銀行が適法かつ公正な手段により取得した個人情報は、auじぶん銀行が定める個人情報取扱方針に従って適正に取り扱うものとします。

auじぶん銀行 個人情報取扱方針：

<https://www.jibunbank.co.jp/privacy/>

13 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2021年2月17日から実施いたします。